用途地域による高さ等の制限

用途地域	高度地区	建築基準法第56条第1項第一・二・三号 北側斜線制限 立上がり	北側斜線制限 勾配	道路斜線制限 適用距離	道路斜線制限 勾配	隣地斜線制限 立上がり	隣地斜線制限 勾配	建築基準法第55条第1項 絶対高さ制限	建築基準法第54条 外壁の後退距離
第1種低層住居専用地域	—	5m	1.25	20m	1.25	—	—	10m	—
第2種低層住居専用地域	—	5m	1.25	20m	1.25	—	—	10m	
第1種中高層住居専用地域	都市計画課でご確認ください。	10m ※2	1.25 ※2	20m	1.25	20m	1.25	—	
第2種中高層住居専用地域		10m ※2	1.25 ※2	20m	1.25	20m	1.25		
第1種住居地域		—	—	20m	1.25	20m	1.25		
第2種住居地域				20m	1.25	20m	1.25		
準住居地域				20m	1.25	20m	1.25		
近隣商業地域				20m	1.5	31m	2.5		
商業地域				20m	1.5	31m	2.5		
準工業地域				20m	1.5	31m	2.5		
工業地域				20m	1.5	31m	2.5		
市街化調整地域	—			20m	1.5	20m	1.25	—	

※地区計画、建築協定、高度地区その他の規制によって制限がかかる場合があります。

詳細な内容については、建築住宅課にお問い合わせください。（☎04－7150－6088）